

# 商工会だより

Vol.75 令和5年7月発行

商工会本所 TEL:2-1157・FAX:2-5984  
都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001

会員数：562名（令和5年5月16日現在）

商工会のHP <https://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索

最低賃金が改正されました  
島根県最低賃金  
令和4年10月5日～

33円UP!

時間額：857円



隠岐の島町商工会ロゴマーク

新型コロナウイルス  
感染症に関する

経営相談窓口

## 商工会HPがリニューアルしました

ページのURLが変更になっている箇所もございます。

ブラウザの「お気に入り」「ブックマーク」などに登録されている場合は、  
お手数ではございますが、新しいURLへの変更をお願いいたします。

スマートフォンにも対応し、以前より見やすくなりました。

今すぐQRコードからアクセス!!



## 飲食・商業・サービス業等 エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

- 2次締切(終了) ● 3次締切 7/31 ● 4次締切 9/30

### 【対象者】

飲食・商業・サービス業等

### 【補助金額】

20～200万円

### 【補助率】

1/2 または 2/3※

※コロナ関連融資を利用の場合

### 【対象設備】

空調設備、乾燥機、熱源機器、

LED照明、重機、車両・船舶など

※車両・船舶は

事業に使用する許認可等が必要

# 商工貯蓄共済

- 加入できる方(加入者=掛金払込者)  
商工会の会員、その家族および従業員
- 保障の対象となる方(被保険者)  
満5歳6ヵ月～満65歳5ヵ月までの健康な方
- 加入期間  
10年間
- 加入口数(掛金は1口につき2,000円)  
被保険者1人につき30口まで

**保障**  
Security

**貯蓄**  
Storage

**融資**  
Loan

商工貯蓄共済制度は、  
商工会員のための3つの安心と  
快適な生活を提案します。

## 子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根\*創生  
SHIMANE SOUSSEI



事業者の  
皆様へ

## 出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)  
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本店、営業所等)

出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入]  
上限20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、  
令和5年度内に一定の利用実績があること

**ア 時間単位の有給休暇制度**  
(対象)18才までの子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計8時間取得

**イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)**  
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】  
(対象)3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6ヵ月以内  
※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、  
かつ初めて本奨励金を  
申請する事業所の場合 **20万円/人**

左記以外の  
常勤労働者  
50人未満の事業所 **10万円/人**

主な要件

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から6ヵ月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17ヵ月以上 **40万円/人**

育児休業3ヵ月以上  
17ヵ月未満 **20万円/人**

育児休業3ヵ月未満  
または産休のみ **10万円/人**

主な要件

- ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください  
島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651  
島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590



事業承継・事業引継ぎのお手伝い  
島根県事業承継・引継ぎ支援センター

親族内承継・第三者承継を中心に事業承継に向けての課題の整理、事業承継計画の作成、課題整理マッチング支援及び、事業承継に伴う経営者保証の解除支援を行います。

松江市母衣町 55-4 (松江商工会議所ビル 6F)  
Tel : 0852-33-7501 Fax : 0852-61-1171  
URL : https://smn-hktg.com  
※当センターは、中国経済産業局委託事業です。

## 事業承継相談窓口

秘密厳守 島根県事業承継支援体制整備事業  
島根県事業承継・引継ぎ支援センター

相談  
無料

隠岐地域担当エリアコーディネーター(事業承継推進員) 駐在

隠岐の島町  
商工会内



隠岐の島町事業承継推進協議会 ▶ 事務局(商工会) ☎ 08512-2-1157

構成機関  
(名称)

島根県事業承継・引継ぎ支援センター/島根県中小企業課経営力強化支援室/隠岐支庁県民局地域振興課/  
(株)山陰合同銀行西郷支店/(株)島根銀行西郷支店/隠岐の島町商工観光課商工労働係/隠岐の島町商工会